

地球温暖化対策・施策の 2014 年度及び 2015 年度の進捗状況について

平成 29 年 5 月 29 日(月)

環境省・経済産業省

地球温暖化対策・施策については、「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)に基づき、進捗状況の点検を行いながら推進していくこととしている。

これまでは、「京都議定書目標達成計画」(平成 20 年 3 月 28 日閣議決定)及び同計画の計画期間の終了後は「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定。以下「当面の方針」という。)に基づき取組を進め、その進捗状況については、同計画に定める進捗管理の方法を踏まえて点検を実施し、地球温暖化対策推進本部において取りまとめてきた。

これらを踏まえ、2014 年度及び 2015 年度において実施された地球温暖化対策・施策の進捗状況を確認するため、今回点検を行うものとする。

今回の対象年度は、地球温暖化対策計画の策定前の段階であるため、京都議定書目標達成計画及び当面の方針に基づくものの、今後、地球温暖化対策計画に掲げられた対策・施策を推進するに当たっては、2014 年度及び 2015 年度における同計画の対策評価指標等の状況を把握することが有効であることを勘案し、同計画に掲げられた対策・施策を対象として点検を行うこととする。

(参考) 当面の地球温暖化対策に関する方針(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)(抄)

新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。